



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 小 野 薬 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 相 良 暁
(コード番号 4528 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 広 報 室 長 森 本 公 也
(TEL . 06-6263-5670)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、経過的な措置を定めた附則を設けるものであります(変更案附則第 1 条および第 2 条)。

株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります(変更案第 20 条)。

なお、本議案が原案どおり承認された場合には、現任取締役全員(11 名)の任期が満了いたしますので、あわせて取締役選任議案を同総会に付議いたします。

2 . 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p>
<p>第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第11条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第16条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第21条(任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第20条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>